

質問回答書

令和7年8月20日

入札参加業者各位

公立大学法人横浜市立大学

件名：【特定調達契約】
公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
電話交換機賃貸借

上記件名に係る契約について、次のとおり質問がありましたので、回答します。

担当 公立大学法人横浜市立大学
附属市民総合医療センター
経営企画課経営企画担当
電話 045-253-5322
メール ukeiyaku@yokohama-cu.ac.jp

質問	回答
＜質問1＞ 仕様書10（2）カ 設置工事において保守委託業者に設置工事を履行させることとありますが、必須条件と理解してよろしいでしょうか。保守委託者を紹介していただくことは可能ですでしょうか。	＜回答1＞ 保守委託業者に設置工事を履行させることは必須条件となります。なお、保守委託者を紹介することは可能です。
＜質問2＞ 仕様書11 物品の保守について 導入した電話交換機の保守部品対応は24時間365日対応と理解してよろしいでしょうか。	＜回答2＞ ご認識の通りです。
＜質問3＞ 仕様書 その他（4）・（5）について 賃貸借期間満了後は無償譲渡すると記載があり、また機器に係る租税公課は賃貸者が負担するとありますが、譲渡条件の場合は、支払が完了すると所有権が移転する所有権留保扱いとなり、固定資産税の納税義務が賃借人となり、納税義務なしと判断いただくことがあります。今回の入札は弊社で固定資産税の納税は必要でしょうか。	＜回答3＞ 本調達は、賃貸借期間満了後の無償譲渡条件が付された所有権移転ファイナンスリースとしていることから、固定資産税については落札者（賃貸人）にて納税いただく必要はないと想定しています。 そのため、入札金額は、固定資産税を含まない金額としてください。 なお、地方税法第348条第8項により、本学は固定資産税に関して非課税となります。
＜質問4＞ 入札書記載金額は、期間7年間の総額税抜きとの認識でよろしいでしょうか。	＜回答4＞ ご認識の通りです。入札金額は、7年間総額税抜きによる記載をお願い致します。

以上